一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町千原小字下ケ岡八〇三五、八〇三六の一、八〇三六の二、八〇三七から八〇三九まで、八〇四〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字下ケ岡八〇三五・八〇三六の一・八〇四〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府福知山市夜久野町額田小字由利一一九七、一一九八の一、一一九八の二、一一九九の一から一一九九の四まで、小字本堂一二〇〇の一、一二〇〇の二、一二〇一、小字谷ノ奥八〇一七から八〇二五まで、八〇一八の一、八〇一八の二、八〇一九の一、八〇二三の一、八〇二五の一、八〇二六の一から八〇二六の三まで、八〇二七の一から八〇二七の三まで、八〇二八の一から八〇二八の四まで、八〇二九から八〇三一まで、八〇三二の一、八〇三三の一から八〇三三の三まで、八〇三三の一から八〇三三の三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字由利一一九八の一・小字谷ノ奥八〇一八の一・八〇一九の一・八〇三一・八〇三三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字丸林甲一五七八の一・甲一五八三の一・甲一五八四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、甲一五八一、甲一五八八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸林甲一五八三の一・甲一五八四・甲一五八八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一一号から標柱一八号までを順次結んだ線及び標柱一一号と標柱一八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一九号から標柱二二号までを順次結んだ線及び標柱一九号と標柱二二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字七本柳一二六四の一一、一二六四の一二、一二六四の三六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

令和八年十一月十日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大沢
二　砂防法第二条の土地の表示
山梨県上野原市犬目の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°37′36.1352″	139°01′51.7233″
2	35°37′36.3907″	139°01′51.0388″
3	35°37′38.3951″	139°01′50.5523″
4	35°37′41.2431″	139°01′50.9964″
5	35°37′41.2870″	139°01′51.5603″
6	35°37′37.7754″	139°01′52.7929″
7	35°37′37.1376″	139°01′52.8779″
8	35°37′36.3668″	139°01′52.7031″

○国土交通省告示第千三百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
今宿谷川三
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を令和七年国土交通省告示第千十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県福岡市西区今宿上ノ原
字上ノ原　二五四番二六　一号及び二号
二五四番三〇　三号から五号まで
二五四番一　六号から十六号まで
二五四番二　十七号から十九号まで
二五四番三一　二十号及び二十一号
二五四番三九　二十二号及び二十三号